

## 大飯発電所第3号機 設計及び工事の計画の認可申請(加圧器スプレイ配管)に係る確認事項

No.	対象資料	事実確認事項
1	全般	今回の工事計画において、既設管台側に適用される規格は溶接規格(2007年版)と溶接規格(2012年版(2013年追補版を含む。))のどちらによるものか説明すること。
2	全般	入熱管理に関する事項が、現状の設計及び工事計画認可申請書に記載がないことから、今回の工事計画における入熱管理の扱いを整理して説明すること。
3	Ⅱ. 工事計画 O3-Ⅱ-3-11-適1ほか	適用基準及び適用基準について、規格類に記載漏れ(建築基礎構造設計(社)日本建築学会、2001改定 など)があることから、改めて規格類の記載漏れや記載の不整合がないか確認し、説明すること。
4	資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 O3-添4-5	申請範囲の配管に対して、溢水防護設計が求められているのか説明すること。
5	資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 O3-添4-5	申請範囲の配管に対して、火災防護設計が求められているのか説明すること。また、申請範囲の配管が火災防護上重要な機器等に該当するのであれば、技術基準規則第11条(火災による損傷の防止)が審査対象条文となるのか説明すること。
6	資料5 耐震性に関する説明書 O3-添5-2-2/E	「今回の工事により、設置場所及び下位クラス施設との位置関係や系統構成は変わらないことから、今回の申請設備について波及的影響を考慮すべき下位クラス施設の対象はない。」の記載は、波及的影響を考慮すべき下位クラス施設がないとの意味か、あるいは、波及的影響を考慮すべき下位クラス施設があるが工事内容からして影響はないという意味か不明なので何を指すのか説明すること。
7	資料5 耐震性に関する説明書 O3-添5-6-6/E	第3-3表の水平2方向及び鉛直方向地震力による影響評価の結果、許容値を超えた値に対する簡易弾塑性解析結果が記載されていない。簡易弾塑性解析を行っているのか説明すること。

8	資料6 強度に関する説明書 O3-添6-2-43	<p>運転状態Ⅲにおける「Ⅲ-a 1次冷却系細管破断事故」の概略説明では、口径1B以下の配管の破断又は口径1Bを超える配管の漏えいを想定しているが、運転状態ⅢにおけるLBBの成立性について「原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管に対するLBB成立性評価結果に関する説明書」ではその妥当性が説明がされていない。</p> <p>運転状態Ⅲにおける「Ⅲ-a 1次冷却系細管破断事故」では、LBB概念を適用しているのか説明すること。また、LBB概念を適用しているのであれば、LBBの成立性について説明すること。</p>
9	補足説明資料 補-18	<p>適用条文の整理結果について、第27条(原子炉冷却材圧力バウンダリ)では、循環設備等としての機能を満足する設計としていることを確認する必要があるとしているが、第33条(循環設備等)では、循環設備等については既工事計画から設計内容に変更がなく、本申請内容に関係しないとしているなど、適用条文の記載が整合していないように見受けられるため、適用条文の要否を整理して説明すること。</p>
10	補足説明資料 補-77	<p>維持規格の記載の考え方について、使用前検査段階の要求である技術基準規則第21条(耐圧試験等)が記載されているが、維持段階の要求である技術基準規則第18条(使用中の亀裂等による破壊の防止)が記載されておらず、記載が整合していないように見受けられるため、適用規格等の考え方を整理して説明すること。</p>